

【研究論文】

介護留学生の日本語教育 —近畿エリアにおける Web サイト調査—

尾形 知世¹⁾, 矢橋 知枝²⁾

福井大学グローバル・エンゲージメント推進本部グローバル人材育成研究センター日本語教育部¹⁾
仁愛大学人間学部コミュニケーション学科²⁾

【要約】 少子高齢化による労働人口の減少を背景に、我が国では、外国人労働者の受け入れを拡大している。特に介護分野では人材確保が急務であり、外国人介護士のための在留資格が複数存在する。本稿では、在留資格「介護」を目指して、日本国内の介護福祉士養成施設に留学し、介護施設等でアルバイトによる就業経験を積みながら、介護福祉士を目指す「介護留学生」に着目した。全国の中でも近畿エリアの専門学校に焦点を当て、各校の Web サイトから情報を得る手法により、介護留学生を対象とした日本語教育環境の現状を探った。本調査を通じ、専門学校入学時に求められる日本語能力は、日本語能力試験 (JLPT) N2 が一般的であるものの、各校によって幅があることを明らかにできた。一方、介護の日本語等の教育内容や教材について、Web サイトで得られる情報は限定的であるものの、専門課程の前段階として日本語課程が設置される場合があることを指摘できた。

Keywords: 日本語教育, 外国人介護士, 介護留学生, 近畿

1 はじめに

日本語教育とは、日本語を母語としない学習者に対する日本語指導を指し、日本語を外国語として捉える点で国語教育とは異なる。日本語学習者数は、世界に 379 万 4,714 人 (国際交流基金 2022b)、国内に 263,271 人 (文部科学省 2023) といわれる。特に、国内では、新型コロナウイルス拡大前の 2019 年に 28 万人に達し、過去最高記録となった。日本語教育実施機関数も増加傾向にあり、2023 年度には 2,727 機関となった (同上)。なお、この中に初等教育・独学等は含まれない。

昨今、我が国の介護業界における労働力不足は深刻である。外国人材の需要が高まる中、国内の介護福祉士養成施設に入学する外国籍留学生が増加している。従って、留学生が介護の日本語・専門知識を習得するための教育方針・教材の整備は急務となっている。

しかし、介護を学ぶ留学生に対する教育の現状は、その全容が明らかになっていない。日本語非母語話者の外国人留学生は、適切な日本語教育のもと、介護の専門課程で学んでいるのか。介護という高度な専門知識と日本語能力を要する職種に携わる学習者の教育に際し、その内容や教

材は何をどのように進めるべきか。本稿では、介護を学ぶ留学生に対する日本語教育の環境整備の現状を探る第一歩とすべく、Web サイト調査を実施することとした。

2 日本国内の介護分野の現状と外国人介護福祉士

我が国では少子高齢化に歯止めがかからず、人口減少を前提とした各種政策が策定される中、労働力不足を補う目的で、外国人材の受け入れにも注力している。現在国内で就労する外国人のうち、医療・福祉分野における社会保険・社会福祉・介護事業の従事者は90,839人とされる(厚生労働省 2024a)。しかし、2040年度までに介護業界で必要となるであろう介護従事者が280万人といわれ、需要に追いつきそうにない(厚生労働省 2018)。従って、外国人介護人材の受け入れ促進が急務なのである。

結城・金井(2021)によれば、日本で就労する外国人介護士は、在留資格の観点から大きく5種類に分類できる。なお、属性の提示順は結城・金井(2021)に準ずる。

表1 「外国人介護士の属性」

	介護士の属性	概要
①	EPA(経済連携協定 Economic Partnership Agreement) 事業の一環	経済連携の強化の観点から、特例的に介護福祉士候補者を受け入れる仕組みとして2008年より開始した。現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムからのみ、年1回、人数制限を設けて受け入れている。
②	在留資格「介護」(介護留学生)	介護人材の不足を改善するために難民法を改訂し、2017年9月から開始した。留学生として来日し、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得すれば在留資格「介護」を持つことができる(現在、国家資格の可否に関わらず資格を取得できる猶予期間となっている)。在留期間更新の制限がなく、家族帯同が可能である。
③	外国人技能実習生	相手国への技能移転を制度の趣旨に掲げる。前身は1980年からの「研修制度」。2017年に対象職種に介護職種が追加され、最大5年滞在できる(※今後開始される代替制度「育成就労」では、本人意向の職場変更が1~2年で可能となる)(朝日新聞 2024)。
④	特定技能1号	特定産業分野で深刻化する人材不足対策のため、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れることを目的に、2019年4月から始まった。最大5年滞在が可能である。
⑤	在日外国人の介護士	いわゆる日本人の配偶者として在留資格がある場合等。定住権により日本での労働が保障されており、勤務期間や試験・転職などの制約がない。現在介護分野で就労する人口は把握が困難。

【出典】結城・金井(2021: 3-15)を基に作成。

外国人介護士の属性は、表 1 の①～⑤のような分類が一般的である。日本人の場合と異なり、国内で外国人介護士が採用される場合には、在留資格が問題になるためである。表 1 からわかるように、外国人介護士の属性は様々で複雑さを呈している。海外からの労働者を受け入れやすくするために、様々な角度から入国・在留規定が緩和されてきたことが背景にあるといえよう。

外国人介護士の日本語教育について論じるにあたり、本稿では表 1 の②の在留資格「介護」を目指す留学生に焦点を当てたい。この枠組みの場合、「留学」の在留資格で来日した外国人は、国内の養成施設にて日本語及び介護の知識・技術を身に付けた後に介護福祉士国家試験に合格すれば、在留資格「介護」を取得できる。入国に際して人数制限がなく、事前に必要な専門知識や技術は問われないため、この②「介護」は他の枠組みに比べて入国が容易となっている。また、この在留資格「介護」は、在学中にアルバイト等で現場の経験を積むことで、卒業後の日本での就職に結び付きやすく、就労後の継続性も見込まれる。何より、在留資格「介護」は、本人が望めば永続更新が可能となっているのである。

在留資格「介護」に必要な資格と日本語レベルについてまとめたものが表 2 である。

表 2 「在留資格『介護』に必要な資格と日本語レベル」

	介護士の属性	資格	日本語レベル
②	在留資格「介護」 (介護留学生)	・日本の介護福祉士養成校（専門学校・短大）へ「留学」、卒業して介護福祉士資格を取得。	・養成学校の入学選抜では N2 以上。 ・日本語教育機関で 6 か月以上教育を受けて N2 相当以上（実際には養成校入学後に N3 受験の事例も）。

【出典】結城・金井（2021：3-15）、厚生労働省（2023）、「マイナビ外国人採用サポネット」を基に作成。

表 2 からわかるように、日本語能力については、養成施設入学時には日本語能力試験（JLPT）の N2 レベルを求められるのが一般的である。日本語能力試験（JLPT）は、国際交流基金と日本国際教育支援協会が運営している。N1・N2・N3・N4・N5 の 5 つのレベルがあり、N1 が最も難しく、N5 が最も易しい¹⁾。なお、在留資格「介護」では、入学後に N2 よりもレベルの低い N3 受験を目指す事例が実際にはあるため、介護福祉士資格の修得を目的とした留学生に求められる日本語能力は比較的緩やかではないだろうか。

3 「介護留学生」としての外国人介護士

前節で述べたように、我が国における外国人介護士の増加は少子化対策の観点から望ましい傾向である。その一方、介護士を目指して日本留学中である外国人を取り巻く日本語教育環境については、調査が進んでいるとはいえない。本節では、まず「介護留学生」に関し、定義・歴史と背景・現状に触れたい。

3.1 「介護留学生」の定義

金他 (2023) では、「介護福祉士養成施設を卒業した留学生」を「介護留学生」と定義している。卒業後に在留資格「介護」を取得した外国人介護士を対象に、仕事と仕事以外の生活についてのインタビュー調査を通し、介護留学生の「生活者」としての現状と課題を明らかにした (同上: 4)。しかし、本稿では、「養成施設に在籍中の外国人留学生」を「介護留学生」と定義したい。養成施設で学びながら在留資格「介護」の取得を目指す留学生は、学校に通いながら介護施設でアルバイトをしている。つまり、本研究が取り上げる「介護留学生」とは、養成施設に通う学生でありながら、地域社会では介護施設等で就労する労働者という二種の側面を併せ持つとする。

3.2 介護留学生の歴史と背景

国内の高等教育機関における外国人留学生の増加については、小林 (2009: 215) でも指摘されている。その背景には、少子化による日本人学生数の減少の他、日本政府が 2008 年に打ち出した「留学生 30 万人計画」などの留学生拡充政策等があげられよう。当政策はグローバル化に対応する施策で、外国の優秀な人材を招き、留学生の卒業後の進路として日本国内就労を視野に入れている。更に日本政府は、2023 年 4 月に 10 年後の 2033 年を目標とし、外国人留学生の 40 万人の受け入れと日本人留学生の 50 万人送り出しなどの留学生計画を策定している (日本経済新聞 2023)。

介護分野では、在留許可の門戸が拡大したことを契機に、通学しつつも就労が可能である介護留学生に注目が注がれた。金他 (2023: 3) では、2017 年 9 月より「介護」の在留資格が創設され、養成施設に入学する外国人留学生が急増したと指摘している。更に、「介護福祉士修学資金等貸付制度」²の開始に伴い、日本への留学を決める外国人が増えているという (同上: 4)。

3.3 介護留学生を取り巻く現状

本項では、介護留学生を取り巻く現状について説明するため、介護福祉士養成施設および介護留学生の就労に関して述べる。

3.3.1 養成施設における介護留学生

介護福祉士養成施設 (以下、養成施設) とは、介護福祉士の資格を取得するための施設であり、厚生労働大臣の指定を受けている高等教育機関でなければならない。調査対象とする養成施設のリストを作成するうえで、介養協の Web サイトにある全国の養成施設の検索エンジンを参照した。検索エンジンを利用して閲覧できた全国の養成施設の合計を Excel で算出したところ、2024 年 7 月末時点で、276 施設となっていた。

養成施設における介護留学生の在籍状況について、俯瞰できる資料は残念ながら見当たらない。しかし、厚生労働省の「第 36 回介護福祉士国家試験 養成施設等別合格率」には、①養成施設ル

ート (全体), ②養成施設ルート (留学生を除いた受験者), ③養成施設ルート (留学生受験者), ④福祉系高校ルートという種別毎に, 受験者の出身校一覧が公開されている (厚生労働省 2024b)³. この介護留学生の出身校情報によれば, 合計 214 の養成施設からの留学生が受験していることがわかった. つまり, 全国の養成施設 (276 施設) のうち, 76%に外国人留学生在籍していると推定できる. 種別にして, 大学の 45%, 短大の 68%, 専門学校の 90%で外国人留学生在籍しており, 特に専門学校における留学生在籍の存在が顕著であることが明らかである.

表 3 は, 2024 年度に入学した留学生の国籍別内訳である. 11 カ国中で第 1 位ネパール (42.9%), 第 2 位ミャンマー (17.5%), 第 3 位ベトナム (14.1%), と続き, ネパール出身の学生が 4 割以上を占めていることがわかった. なお, 近年ではネパール, ミャンマーの留学生増加率が顕著である.

表 3 「留学生の出身国 (2024 年度)」

国名	人数 (人)	割合 (%)
ネパール	1,311	42.9
ミャンマー	533	17.5
ベトナム	431	14.1
中国	223	7.3
インドネシア	205	6.7
スリランカ	115	3.8
フィリピン	95	3.1
バングラデシュ	63	2.1
タイ	16	0.5
台湾	12	0.4
韓国	12	0.4
その他	38	1.2
合計	3,054	≒100

【出典】介養協 (2024) を基に作成.

阿部 (2022: 40) は, 養成施設の経営は外国人留学生の受け入れをなくして成り立たないのが現状であるという. 介養協によれば, 2024 年度の入学者数 6,546 名のうち, 外国人留学生在籍者が 3,054 名 (全体の 46.7%) とほぼ半数に達した (図 1). 2020 年のコロナ禍以降も大幅な減少に転じなかった要因として, 専門学校に入学した留学生の出身経路の多くが, 日本国内の日本語学校からであったことが挙げられよう. その後, 徐々に減少に転じたものの, 2024 年度はコロナ禍前の数値を大きく上回る結果となった.



図1「入学者に占める留学生数の推移」

【出典】介養協（2023b；2024）を基に作成。

3.3.2 介護留学生の就労

介護留学生は、入国後に学校に通いながら、福祉の現場でアルバイトを始めることが多い。留学生のアルバイトは、学期中は週28時間を上限に資格外活動として認められている⁴。阿部（2022: 46）によれば、アルバイト先は介護施設が80%と多く、在学中から実務経験を積むパターンが多いという。介護の労働現場における人材不足の状況下では、貴重な労働力を担っていることは想像に難くない。また、卒業生の進路は90%以上が福祉分野への就職だとされる（介養協 2023a）。

阿部（2022: 44）によれば、介護施設の外国人介護福祉従事者に対する評価は、「職場環境への影響」「利用者・家族からの反応」などから鑑みて肯定的である。その要因として、「①養成施設校入学時における高学歴層、②介護福祉領域に隣接する看護系有資格者、③就職前時点において相応の日本語運用能力を有する者、④来日後の介護福祉の現場経験が豊かな者」の4項目の中のいくつか、或いは全てを満たす留学生が一定数いるという（同上: 45）。

まず、養成施設入学時において4人に1人が「大卒」であり、高卒から専門学校や大学で学ぶ日本人学生よりも基礎学力の面で有利である。また同じく留学生の4人に1人が介護系の有資格者で、専門分野の基礎知識を備えている。更に、養成施設出身の場合は原則として日本語能力試験N2以上合格者で日本語力も高い傾向にあり、日本滞在経験から日本文化も身に付けていよう。加えて、来日後から福祉現場でアルバイトを行っており、豊富な現場経験が見込める。

しかし、外国人介護士の受け入れに関し、人材確保が期待される一方で、「日本語の習得状況による情報共有とコミュニケーションの課題、生活や文化的背景の違いによる相互理解の難しさ」といった不安も、受け入れ施設は感じているという（澤田・大和 2022: 101）。実際、「介護記録や認知症ケア等の日本語の読み書きや方言を含む言語コミュニケーションのスキルを求められる場面においては十分な参加ができていない状況」（同上）であることも報告されている。

更に、介護留学生について、就労面に加え、生活面や精神面のサポートも重要であろう。澤田・大和 (2022: 102) によれば、現在外国人職員を受け入れる各施設では、介護技術や日本語等の教育研修・メンタルヘルスのサポート・生活相談等を、個別の事情に応じて行う場合が多いという。

介護留学生を取り巻く労働・生活の問題は、職場や地域によっても様々であろう。その状況を理解し真摯に向き合うことこそ、施設側と留学生の双方がウィンウィンとなるであろう持続可能な受け入れへとつながっていくのではないか。

4 介護留学生の日本語教育環境

本節では、介護留学生に関する日本語教育環境について、介護の日本語教材に言及した後、介護協の Web サイトに基づいて実施した養成施設に関する日本語教育調査について述べる。

4.1 介護の日本語教材

介護留学生が日本語を効率よく習得しながら介護の専門知識を身に付けるのに欠かせないのが、介護の日本語教材であろう。日本語非母語話者が介護を学ぶための日本語教材は、すでに一定の種類と数がある。木村 (2019)・国際交流基金 (2022a)・Web サイト「日本語ボックス online」・「凡人社」検索エンジンを基に情報収集し、教材内容ごと量的に示したのが表 4 である。なお、教材内容の分類は木村 (2019: 90) を参考にした。

表 4 「介護を学ぶ外国人向け教材」

教材内容の種類	教材数
介護のことば・漢字・表現等	22
日本語	19
国家試験対策関連	15
専門分野	12
日本語能力試験対策関連	1
介護の読み書き	1
合計	70

【出典】木村 (2019: 90), 国際交流基金 (2022a), 「日本語ボックス online」, 「凡人社」検索エンジンを基に作成。

表 4 からわかるように、教材内容で顕著なものは、「介護のことば・漢字・表現等」である。例えば、介護現場での声かけ・漢字用語のハンドブックなど現場のニーズに即したものが多い。次に多い「日本語」は、文法積み上げ式ではなく、介護現場の場面ごとに言葉と文法・表現を導入し

てロールプレイングをする教材が一般的である。また、「国家試験対策関連」のテキストも多数を占めた。「専門分野」は介護の専門的な知識を体系的に学ぶものであった。その他、「日本語能力試験対策関連」・「介護の読み書き」が1点ずつ見られた。

4.2 日本語教育環境に関する調査

4.1 に紹介したように、介護の日本語を学ぶための教材が一定数あることを踏まえれば、養成施設における介護留学生の学びの場では、実際にそれらの教材が使用されているのではないだろうか。本項では、介護の日本語教材の使用も含めた教育内容の実態を探る一助として実施した Web サイト調査について述べる。なお、2024 年 8 月に調査を行った。

4.2.1 調査方法

介養協 Web サイトにおける養成施設は 2024 年 7 月末時点で 276 施設であり、その種類別にまとめたのが表 5 である。

表 5 「全国の養成施設の種類」

種類別	専門学校	大学	短期大学	合計
施設数 (%)	176 (64%)	56 (20%)	44 (16%)	276 (≒100)

【出典】介養協 Web サイトを基に作成。

養成施設の種類別に、専門学校が 64% を占め、次いで大学が 20%、短期大学が 16% であった。

また、介養協 Web サイトでは、全国を北海道・東北・関東信越・東海北陸・近畿・中国四国・九州の 7 エリアに分類している。そこで、まず近畿エリア 43 校 (福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山) を対象に絞って調査を実施した。近畿エリアの養成施設について種類別にまとめたのが表 6 である。

表 6 「近畿エリアの養成施設の種類」

種類別	専門学校	短期大学	大学	合計
施設数 (%)	31 (72%)	7 (16%)	5 (12%)	43 (≒100%)

【出典】介養協 Web サイトを基に作成。

表 6 からわかるように、近畿エリアにおいても、種類別に専門学校が最も多く 31 校 (72%) を占めた。また、専門学校が全体に占める割合は全国と比べて大きかった。3.3.1 でも述べたように、専門学校における留学生の存在は顕著であることが明白である。従って、養成施設の種類を専門学校 31 校に絞って調査を実施することにした。

近畿エリアの 31 校については、留学生の在籍や受け入れの有無が不明であったため、31 校の留学生在籍状況や受け入れの有無も含めて Web サイトの情報を基に探る必要があった。なお、2024 年 9 月～10 月に行われた介養協 Web サイトのリニューアル後、「外国人留学生受入施設一覧」が閲覧可能となったほか、養成施設検索エンジンで「外国人留学生の受け入れあり」という条件を反映した検索が可能となり、各校の基本情報欄には外国人留学生受け入れの有無を記載する項目が増えた。

まず、この 31 校について Excel で表を作成し、次に、留学生の在籍や受け入れの有無・入学時に要求される日本語レベル・留学生の存在が意識されたカリキュラム等（介護の日本語等）の情報収集を目的に、専門学校の Web サイトを閲覧した。なお、留学生の受け入れ有無の判断基準は、留学生向けの募集要項等の情報を Web サイト上に掲載しているかどうかであった。

4.2.2 調査結果

第一に、留学生の受け入れ状況について表 7 にまとめた。近畿エリアの専門学校 31 校のうち、留学生向けの募集要項の掲載があったのは 22 校 (71%) であった⁵。

表 7 「近畿エリアの専門学校における留学生受け入れ状況」

留学生向けの募集要項	掲載あり	掲載なし	合計
学校数 (%)	22 (71%)	9 (29%)	31 (≒100%)

【出典】近畿エリアの専門学校 31 校の Web サイトを基に作成。

3.3.1 で述べた全国的割合の 90%よりは低い数値ではあるものの、掲載なしが 3 割を下回るということは、留学生の受け入れに積極的な専門学校が現在多数を占めていると考えてよい。

第二に、留学生の受け入れがある 22 校はいずれも、募集要項に入学時の日本語条件を設けている。要求される日本語レベルの言及についてまとめたのが表 8 である。

表 8 「入学時の日本語レベルの条件(日本語能力試験基準)」

日本語レベル	N2	N3	N4	N5	合計
学校数 (%)	11 (50%)	7 (32%)	1 (5%)	3 (14%)	22 (≒100%)

【出典】近畿エリアの専門学校 22 校の Web サイトを基に作成。

表 8 からわかるように、日本語能力については日本語能力試験 N2 レベルを求める学校が最も多い一方で、必ずしも N2 レベルにのみ限定されている訳ではないことがわかった。さらには、専門課程の前段階として「日本語科」「日本語学科」と称して日本語コースを設けている学校があることがわかった。この場合、N4・N5 といった初級レベルの受け入れ基準も納得がいく。

第三に、留学生を意識したカリキュラム等、つまり介護の日本語等の学習項目の有無に関しては、Web サイト上にカリキュラムや年間スケジュールはあっても、シラバスまで公開する学校が少なかった。このため、介護の日本語に係る教育内容及び教材等の情報はあまり得られなかった。

4.2.3 調査のまとめ

Web サイト調査を通し、本調査の対象であった近畿エリアにおける専門学校 31 校のうち 22 校 (71%) が留学生を受け入れているが、留学生の受け入れに当たって求める日本語条件には幅があることを指摘できた。また、専門課程の前段階として「日本語科」「日本語学科」等のコースを設置する学校があることもわかった。最後に、留学生を意識したカリキュラム等については、Web サイト上に公開される情報を基にする限り、教育内容や教材等の情報収集が難しかった。

留学生の受け入れに当たっての日本語能力は、入学後の日本語学習及び専門課程の学びに影響するものと考えられる。また、7 割の専門学校が留学生を受け入れているが、Web サイト上に留学生を対象とした介護の日本語等の教育情報があまり見当たらないことには疑問が残った。

5 考察

留学生の入学時の日本語レベルと専門課程の前段階である日本語課程との関りを明らかにできた。また、介護の日本語等の情報については、Web サイト上の情報が限られることがわかった。

5.1 介護留学生の日本語教育内容とその課題

多くの養成施設において、入学時の日本語条件に日本語能力試験 N2 レベルを挙げているのは、介養協による留学生の受け入れの基準を目安にしたものであろう。介養協 (2019b: 18) では、日本語能力について「原則として (公財) 日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験で N2 以上に合格した者」としている。現状では N2 程度のレベルが、進学後の専門科目の授業内容を理解するための日本語レベルの目安となっている。しかし、日本語能力試験が聴解と文字・語彙、文法、読解から成り立っている以上、会話力や作文力といった言語産出能力や、日本文化や生活への適応能力が、合格時点で証明されるわけではなからう。

また、高等職業教育として短期間で集中的に職業能力を身に付けることを想定した専門学校の特性として、4 年制大学などとは異なり 2 年間という短期間で就学期間を終える。しかし、留学生が日本語及び文化的素養を身に付けるためのサポートが得られるのは、この就学期間において他にない。このため、N3 以下のレベルで入学する留学生に対してはなおのこと、日本語及び日本文化に関する教育への留意が必要であろう。特に、専門課程の前段階としての日本語課程における留学生教育では、専門日本語教育・目的別日本語教育・異文化理解教育といった学際的な観点からの指導内容・教材の検討が欠かせないであろう。

5.2 介護留学生の日本語教育環境に関する実態把握とその課題

専門学校における介護留学生を意識したカリキュラム等の教育内容については、介護の日本語等の教材情報も含め、Web サイト上で得られる情報が限定的であった。専修学校（専門学校）においては、文部科学省による規定で、教育内容と方法が明確で統率が取れていることが大切であり、情報開示は努力義務となっているためであろう。

しかし、近年の介護留学生の増加傾向を考えれば、各専門学校で留学生に特化した日本語教育が実施されていても不思議ではない。その一方で、留学生に対する特別な指導内容がないために、Web サイト上に公開されないか、或いは、指導内容があるが Web サイト上に公開されていないという可能性も考えられよう。いずれにせよ、3.3.2 でも述べたように、就労時の日本語での意思疎通の課題や、読み書きを必要とする業務で力が発揮できないなどの事例も発生している。加えて、介養協（2019a: 54）によれば、専門課程においても、およそ 10 人に 1 人の留学生が授業を理解できていないという。従って、介護留学生を対象とした日本語教育は、残念ながら効果的とは言えない状況にあらう。教育内容の改善を図るためにも、養成施設における介護留学生を取り巻く日本語教育環境の実態把握が必須である。

6 おわりに

我が国における介護留学生の日本語教育の現状に関する研究は、あまり進んでいるとはいえない。そこで、本稿では、介護留学生の日本語教育環境を Web サイト調査によって探ることを試みた。まず、「介護留学生」を「養成施設に通う学生及び介護施設等で就労する労働者」として定義し、その歴史的背景と現状を述べた。次に、全国の養成施設 276 施設のうち、近畿エリアの専門学校 31 校を対象に、Web サイト調査を実施し、介護留学生の日本語教育環境に関わる「介護の日本語教材」と「養成施設に関する日本語教育」について調べた。

調査結果より、留学生の受け入れの際の日本語能力の条件は原則として N2 以上でありながらも、実際には各校においてかなり幅が見受けられた。更に、専門課程の前段階として日本語課程を設置する専門学校が存在することも明らかにできた。

しかし、本研究の調査は、全国の中でも近畿エリアに絞ったものであり、全国的な実態を明らかにできたわけではない。また、Web サイト調査では概要的な情報取得にとどまり、留学生に対する介護の日本語等の教育内容や教材に関して得られる情報が限定的であった。

今後は、調査項目をより詳しく設定した Web サイト調査を進めたい。また、可能であれば養成施設に直接足を運んで質問紙・インタビュー調査等を行い、介護留学生に対する日本語教育環境の現状を明らかにしてみたい。

注

¹ 認定の目安は以下の通りである。N1 (幅広い場面で使われる日本語を理解することができる), N2 (日常的な場面で使われる日本語の理解に加え, より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる), N3 (日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる), N4 (基本的な日本語を理解することができる), N5 (基本的な日本語をある程度理解することができる) (日本語能力試験 JLPT) (閲覧日 2025 年 1 月 30 日)。

² 介護福祉士の資格取得を目指し, 厚生労働大臣の指定する養成施設又は実務者研修養成施設に在学する者を対象に, 修学資金を貸与 (無利子) している。卒業後, 介護福祉士として介護業務に 5 年間勤務することで返済が全学免除される (厚生労働省) (閲覧日 2025 年 2 月 6 日)。

³ 令和 5 年度実施の介護福祉士国家試験では, 受験者 10 名以上が 88 (大学 2, 短大 10, 専門 76), 10 名未満が 125 (大学 23, 短大 20, 専門 82) の合計 214 の養成施設から留学生が受験していた。

⁴ 留学生は出入国在留管理庁 (前身は出入国管理局) による許可のもと, 資格外活動としてアルバイトが可能である。なお, 長期休暇中の就労時間は日本人と同じ基準が適用される。

⁵ アジア貢献ホスピタリティ専門学校, 大原スポーツ医療保育福祉専門学校, 大阪医療秘書福祉&IT 専門学校, 大阪コミュニティワーカー専門学校, 大阪国際福祉専門学校, 大阪社会福祉専門学校, 大阪総合福祉専門学校, 大阪保健福祉専門学校, 華頂社会福祉専門学校, 関西学研医療福祉学院, 関西社会福祉専門学校, 北大阪福祉専門学校, 京都医療福祉専門学校, 京都福祉専門学校, 京都 YMCA 国際福祉専門学校, 近畿社会福祉専門学校, 鴻池生活科学専門学校, 神戸医療福祉専門学校中央校, 篠山学園, 奈良介護福祉中央学院, 奈良ひびき福祉専門学校, 南海福祉看護専門学校, 姫路ハーベスト医療福祉専門学校, 姫路福祉保育専門学校, 兵庫県立総合衛生学院, 福井県医療福祉専門学校, ポプラ介護福祉学校, 舞鶴 YMCA 国際福祉専門学校, 箕面学園福祉保育専門学校, 和歌山社会福祉専門学校, 和歌山 YMCA 国際福祉専門学校。

引用・参考文献

- 朝日新聞デジタル (2024) 「外国人労働者の『育成就労』制度を閣議決定『技能実習』は廃止へ」
(<https://www.asahi.com/articles/ASS3G7FR2S3DUTIL01G.html>) (閲覧日 2025 年 2 月 6 日)
- 阿部敦 (2022) 「介護福祉士を目指す外国人留学生の現状と外国人介護福祉従事者への評価—労働環境の変容を視野に入れて—」『日本社会福祉マネジメント学会誌』2(1): 39-50.
- 木村亮子 (2019) 「外国人向け介護の教材の現状と展望」『教材学研究』30(0): 81-90.
- 金圓景・羅珉京・金美辰・平澤恵美・金成垣・武川正吾 (2023) 「『生活者』としての外国人介護人材が置かれている現状と課題 —在留資格『介護』で就労している介護留学生を中心に—」『明治学院大学社会学部附属研究所研究年報』53: 3-15.
- 公益財団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2019a) 「介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制整備事業 アンケート調査報告書」(https://kaiyokyo.net/news/04_report_01.pdf) (閲覧日 2025 年 1 月 31 日)
- 公益財団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2019b) 「外国人留学生を受け入れる介護福祉士養成施設向け相談支援体制構築の手引き」(https://kaiyokyo.net/news/01_guidance.pdf) (閲覧日 2025 年 2 月 8 日)
- 公益財団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2023a) 「令和 5 年 3 月卒業生 進路調査報告」
(<https://kaiyokyo.net/news/2023/000926/>) (閲覧日 2025 年 2 月 6 日)
- 公益財団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2023b) 「令和 5 年度介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査の結果について—介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生—」
(<https://kaiyokyo.net/news/2023/000925/>) (閲覧日 2025 年 1 月 14 日)
- 公益財団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2024) 「令和 6 年度介護福祉士養成施設の入学定員充足状況等に関する調査の結果について—介護福祉士養成施設への入学者数と外国人留学生—」
(<https://kaiyokyo.net/news/2024/001503/>) (閲覧日 2025 年 1 月 13 日)
- 厚生労働省 (2018) 「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207382.html>) (閲覧日 2024 年 12 月 27 日)
- 厚生労働省 (2023) 「外国人介護人材を巡る状況」『月刊福祉』106(12): 12-16.

- 厚生労働省 (2024a) 「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ (令和 5 年 10 月末時点)」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37084.html) (閲覧日 2025 年 1 月 27 日)
- 厚生労働省 (2024b) 「第 36 回介護福祉士国家試験 養成施設等別合格率」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38897.html) (閲覧日 2025 年 1 月 14 日)
- 厚生労働省 「介護福祉士修学資金貸付事業」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/newpage_15126.html) (閲覧日 2025 年 2 月 6 日)
- 国際交流基金 (2022a) 「テーマ別図書リスト—介護・看護のための日本語教材と参考図書—」
(https://www.jpf.go.jp/j/urawa/j_library/booklist/booklist.html) (閲覧日 2024 年 12 月 27 日)
- 国際交流基金 (2022b) 「2021 年度海外日本語教育機関調査」
(<https://www.jpf.go.jp/j/project/japanese/survey/result/survey21.html>) (閲覧日 2024 年 12 月 27 日)
- 小林ミナ (2009) 「留学生の大量増加と日本語教育—外国人留学生の増加と大学の将来—」『日本語学』128(5): 215-223.
- 澤田有希子・大和三重 (2022) 「外国人介護労働者の受け入れ状況と組織支援体制の現状と課題—全国の特
別養護老人ホームに対する質問紙調査を通して—」『Human Welfare』14(1): 91-104.
- 日本経済新聞 (2023) 「留学生受け入れ 40 万人, 海外派遣 50 万人 政府 33 年目標」
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA165GW0W3A310C2000000/>) (閲覧日 2024 年 12 月 27 日)
- 日本語能力試験 JLPT 「N1~N5: 認定の目安」(<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html>) (閲覧日 2025 年 1
月 30 日)
- 日本語ブックス online (<https://books-online.jp/>) (閲覧日 2025 年 1 月 20 日)
- 凡人社 (<https://www.bonjinsha.com/>) (閲覧日 2025 年 1 月 20 日)
- マイナビ外国人採用サポネット (2024) 「外国人介護人材の採用メリットは? 4 つの在留資格の選び方や採
用フローも紹介」(<https://global-saponet.mgl.mynavi.jp/know-how/6971>) (閲覧日 2025 年 1 月 27 日)
- 文部科学省 (2023) 「令和 5 年度日本語教育実態調査」
(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/nihongokyoiku_jittai/kekka/mext_00002.htm) (閲覧日 2024 年
12 月 27 日)
- 結城康博・金井怜己 (2021) 『事例でわかる介護現場の外国人材』ぎょうせい